

[妊婦健診費用の払い戻しのご案内]

妊婦健診で補助券を使えなかった場合は、川崎市に郵送で払い戻しの申請をすることができます
(なお、補助券は金券でないため、補助券単独では換金できませんので、ご注意ください)

1 払い戻し制度について

○助成を受けることができる方

健診受診日に川崎市に住民登録があった妊婦または産婦で、次のいずれかの条件を満たす方

- 1 協力医療機関以外で妊婦健診を受診した場合
- 2 協力医療機関で受診したが、健診費用が補助券の金額未満のため使用できなかった場合
(21,000 円の補助券は除く)
- 3 多胎児を妊娠した妊婦が、交付された補助券の枚数を超過して妊婦健診を受診した場合
(最大 5 回、1 回あたり 5,000 円を上限)

○助成申請ができる券種 ※医療機関・助産院で異なります

| 妊婦健診費用補助券 | 枚数 | 医療機関 | 助産院 |
|-----------|----|------|-----|
| 21,000 円券 | 1 | ○ | × |
| 8,000 円券 | 3 | ○ | × |
| 6,000 円券 | 2 | ○ | ○ |
| 4,000 円券 | 8 | ○ | ○ |

○次のものは助成対象外です。

- 1 **妊娠判定に関する検査費用や、これにともなう診察費用** (受診時の状況によっては、複数回妊娠判定検査を行う場合があります)
- 2 **妊婦健診以外の費用**
(例 両親学級等の費用、物品、出生前診断等の検査費用、産後健診、医療機関に問合せた結果妊婦健診でないと判断されたもの等)
- 3 **健康保険が適用されている費用** (妊婦健診は健康保険の適用となりません)
- 4 **文書料** (紹介状等)
- 5 **市で受診内容が把握できない費用**
(例 診療明細書の添付が無く、かつ、個人情報保護等の理由により医療機関から受診内容の確認に係る回答が得られない場合等)
- 6 **海外で受診した妊婦健診費用**
- 7 **川崎市転入前または転出後に受診した妊婦健診費用**
- 8 **既に補助券を使用した妊婦健診費用**
- 9 **補助上限回数(14回)を超えた分の妊婦健診費用** (多胎児を妊娠した方を除く)
- 10 **多胎児を妊娠した妊婦への追加補助の上限5回を超えて受診した妊婦健診費用**

2 申請方法

次項の書類を、最後の妊婦健診から**1年以内(必着)**に、こども保健福祉課あて**郵送**で申請してください。

| | |
|------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 川崎市妊婦健康診査費用助成申請書 | 申請書は市ホームページからダウンロード、又は区役所地域支援課（母子健康手帳交付窓口）で配布しています。 |
| 2 領収書と診療明細書【原本必須】 (審査後、申請書記載の住所に決定(不承認)通知と併せて返却します) | 領収書及び診療明細書の原本が必要です（コピーや領収印が押されていないものは無効）。既に補助券を使用した領収書は対象外です。助成を受けた金額分は医療費控除の対象となりません。 |
| 3 未使用の補助券 (別冊をそのまま送っていただいても受け付けます。なお、その場合、別冊は返却しませんので御了承ください) | 3枚目のクリーム色の厚紙をすべて提出してください。未使用であれば、医療機関記入欄の記載の有無は問いません。助産所での健診費用は、補助券 21,000 円券と 8,000 円券は利用できません。1回の健診で利用できる補助券は1枚です。 |
| 4 母子健康手帳「妊娠中の経過」ページ (健診を受診した際は、母子健康手帳を提出し病院で記入をしてもらってください) | 医療機関が記入する診察月日などの分かるページのコピーを添付してください。記載されている健診受診日と領収書・診療明細書を基に確認を行います。 川崎市の母子健康手帳をお持ちの方は、8～9ページの「妊娠中の経過」をコピーして送付してください。（仮に未記入の場合であっても、必ず添付してください） |
| 5 振込先口座情報が分かるもの | 預金通帳やキャッシュカード等のコピー（振込先の口座名義人、銀行名、支店名、口座番号の記載があるもの）。旧姓の口座名義で申請する場合は、振込が終わるまで名義変更をしないでください。振込不能によりお支払いが遅くなります。 |
| 6 使用済み補助券の御本人控 ※多胎用の追加補助を申請する方は必須 | 1枚目の白色の紙を14回分すべて提出してください。 (転居された方は、川崎市から交付された枚数すべて) |
| 7 受診証明書 ※領収書又は補助券を紛失した方のみ | <ul style="list-style-type: none"> ・領収書を紛失した方は、医療機関で発行している受診証明書（医療機関によって名称が異なります。）又は、川崎市妊婦健康診査受診証明書（医療機関の印が必須）が必要です。 ・未使用（色付き）の補助券を紛失した方は、母子健康手帳に記載のある全ての健診について証明が必要です。複数の医療機関で健診を受診した場合は、全ての医療機関での証明が必要となります。 ・多胎児を妊娠し、多胎用の追加補助を申請する方で、使用済み補助券の御本人控を紛失した方は、受診証明書の発行が必要です。それ以外の方で、使用済み補助券を紛失した方は不要ですが、受診状況の確認のため、医療機関又は御本人に電話を知る場合があります。 |
| 8 申立書※ ※母子健康手帳交付前に流産した方のみ | 医療機関で妊婦健診を受診したことの証明書（医療機関の印が必須）が必要です。 文書料がかかる場合があります。用紙については、川崎市ホームページからダウンロードしていただくか、区役所地域支援課で配布しています。 |

3 申請書類配付窓口及び電話番号（川崎市ホームページからダウンロードも可能です）



| 名 称 | 電話番号 |
|--------------------------|--------------|
| 川崎区役所 地域みまもり支援センター 地域支援課 | 044-201-3214 |
| 幸区役所 地域みまもり支援センター 地域支援課 | 044-556-6729 |
| 中原区役所 地域みまもり支援センター 地域支援課 | 044-744-3308 |
| 高津区役所 地域みまもり支援センター 地域支援課 | 044-861-3315 |
| 宮前区役所 地域みまもり支援センター 地域支援課 | 044-856-3302 |
| 多摩区役所 地域みまもり支援センター 地域支援課 | 044-935-3264 |
| 麻生区役所 地域みまもり支援センター 地域支援課 | 044-965-5234 |

※川崎市ホームページ「妊婦健康診査」

<http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000030568.html>



4 よくある質問・問合せ

Q.払い戻しの申請後に引っ越しをする場合はどうすればいいですか？

A.申請後に引っ越しをされる場合は、引っ越し先の住所及び引っ越し予定日を申請書に記載してください。

Q.払い戻しの対象となる領収書は無いが、手元に補助券が余った場合はどうすればいいですか？

A.払い戻しには該当しませんので各自で破棄してください。

Q.補助券を利用していない領収書が複数あるが、どれが対象になるかわからない場合はどうすればいいですか？

A.どの領収書が対象になるかわからない場合は、すべての領収書を送っていただければこちらで判断します。

Q.入院中に妊婦健診を行った場合も対象になりますか？

A.入院中に妊婦健診を行った場合も診察明細書に基づき払い戻しの対象となります。診療明細書がない場合、金額の内訳等が確認できないため不承認となります。

Q.申請してからどのくらいで振込（入金）されますか？

A.申請書類が届いたものから順次確認作業を行っており、決定通知書及び領収書の返却には、申請書が子ども保健福祉課に届いた日から**4か月程度**お時間をいただいております。そのため、すぐに領収書を返却することはできませんので予め御了承ください。また、書類の不備等がある場合や振込不能となった場合には更にお時間がかかることもあります。確定申告に間に合わなかった場合は、還付申告という制度もありますので、詳しくは税務署にお問合せください。

Q.書類を送付した後に他にも領収書が見つかった場合、改めて申請書類一式を送らなければならないですか？

A.上記の際は、子ども保健福祉課に御連絡ください。

Q.書類が届いているか心配なので電話で確認できますか？

A.多くの郵便物が送られてくるため確認に時間を要する場合があります。また、届いたものから順次中身の確認を行っていますので、必ず封筒に住所と氏名を記載して送付をお願いします。

Q.使用済み補助券の御本人控を提出できない場合どうすればいいですか？

A. **多胎児を妊娠し、多胎用の追加補助を申請する方は提出が必須**となりますので、紛失された場合は、受診証明書の提出が必要です。単胎の方は、お手元に残っている場合は同封してください。

Q.申請の際に診療明細書は必ず提出しなくてははいけませんか？

A.医療機関によっては領収書だけでは妊婦健診かどうか判断できない場合があります。判断できない場合は、払い戻しの対象外となってしまいますので、送付をお願いします。

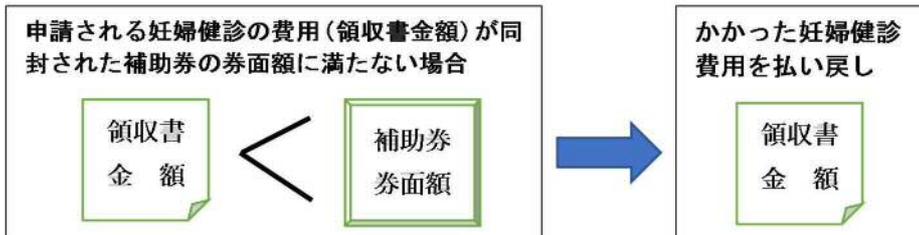
5 申請書類の提出先（郵送）



〒 210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市子ども未来局子ども保健福祉課 妊婦健診助成担当 あて
044-200-2450

払い戻し金額の算定方法について【参考例】

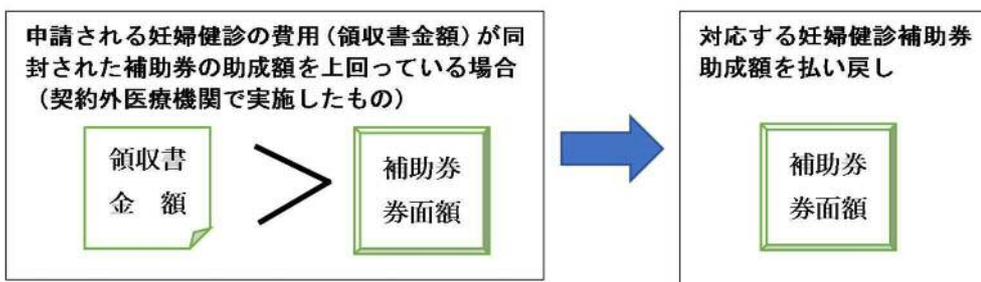
◆払い戻し費用は、健診費用の自己負担額と未使用補助券金額の低い方となります。



例：領収書 妊婦健診(保険適用外)金額が3,500円

補助券 4,000円券1枚が未使用の場合

払い戻し金額 ⇒ 3,500円



例：領収書 妊婦健診(保険適用外)金額が9,000円

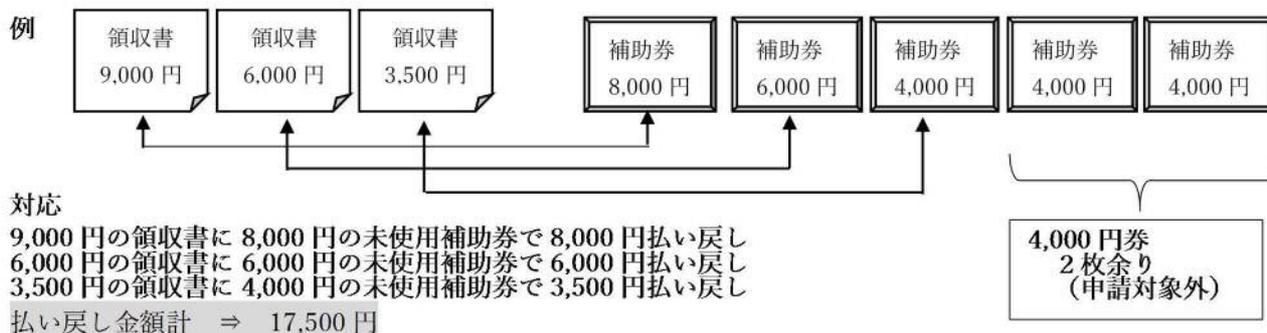
補助券 8,000円券1枚が未使用の場合

払い戻し金額 ⇒ 8,000円

◆1回の健診分の領収書に対し1枚の未使用補助券が払い戻しの対象となります。

同封された領収書枚数と未使用補助券が異なる場合は、審査の際、対応する補助券を決定いたします。

内容で領収書と補助券が異なった枚数で送付された際の例として、次のような審査を行います。



※金券ではありませんので、余りの補助券の換金はできません。